



第41回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

[日時] 平成27年6月26日(金曜日)

午後1時(受付開始:正午)

[場所] 京都市東山区三条蹴上
ウェスティン都ホテル京都 西館4階
瑞穂の間

[議決権行使期限]

平成27年6月25日(木曜日)午後6時まで

開催時間が

昨年と異なり、

午後1時 からとなりますので

お間違えのないようご注意ください。

CONTENTS

経営理念	1
招集ご通知	3
株主総会参考書類	5

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件(1)

第3号議案 定款一部変更の件(2)

第4号議案 取締役8名選任の件

第5号議案 監査役2名選任の件

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

第7号議案 補欠監査役1名選任の件

[添付書類]

事業報告

計算書類等

監査報告書

証券コード:9936

餃子の王将フードサービス

経営理念

経営理念

当社は、女性・男性参画による多様性を尊び、
より美味しく健康に、より安心・安全・衛生的に、
心地よいスピーディーなおもてなしを追求進化し、
常に真摯に行動し、人間力向上に精進し、顧客満足を創造し、
日々の実践とその成果を通じて、
全従業員の幸せを実現し、広く社会進化に貢献します。

株式会社 王将フードサービス





招集ご通知

株主各位

(証券コード 9936)
平成27年6月5日

京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1

株式会社 **王将フードサービス**

代表取締役社長 渡邊 直人

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととご拝察申しあげます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、代理人による議決権の行使につきましては、当社定款の定めにより議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

記

① 日 時 平成27年6月26日(金曜日) 午後1時(受付開始:正午)

② 場 所 京都市東山区三条蹴上
 ウェスティン都ホテル京都 西館4階 瑞穂の間
 (末尾記載の定時株主総会会場のご案内をご参照ください。)

開催時間が昨年と異なり、**午後1時**からとなりますので、
 お間違えのないようご注意ください。

③ 目的事項

報告事項 1. 第41期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 定款一部変更の件(1)
 第3号議案 定款一部変更の件(2)
 第4号議案 取締役8名選任の件
 第5号議案 監査役2名選任の件
 第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
 第7号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

3. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の注記事項および計算書類の注記事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ohsho.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

4. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ohsho.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する長期的利益還元を重要な課題のひとつと考え、業績に応じた配当を行うことを基本とし、配当性向40%以上を目標としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金 銭

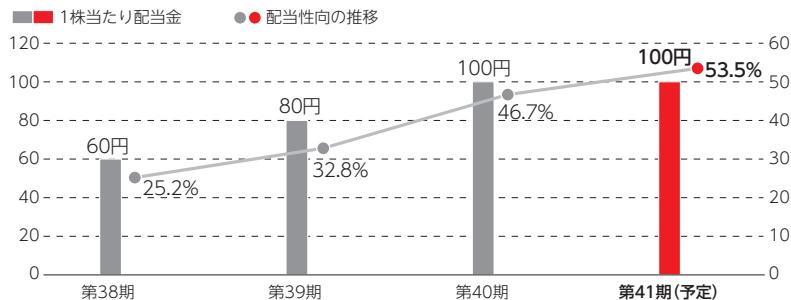
株主に対する配当財産の
割当てに関する
事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金50円
総額979,309,550円

なお、中間配当金として1株につき50円をお支払しておりますので、
当事業年度の年間配当金は1株につき100円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年6月29日

【ご参考】 1株当たり配当金（年間）／配当性向の推移



第2号議案

定款一部変更の件(1)

1 変更の理由

経営の意思決定および監督と業務執行を分離し、執行役員としての業務執行責任を明確にするなかで、業務執行責任において組織運営の効率化、意思決定の迅速化を図るため、当社は平成27年1月30日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決定いたしました。

これに伴い現行定款第22条の取締役の員数を13名以内より10名以内に変更をするものであります。

なお、本議案が承認されますと、取締役の員数につきましては、昨年に引き続き2年連続での減員となります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第22条 当社の取締役は、 <u>13名</u> 以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第22条 当社の取締役は、 <u>10名</u> 以内とする。

第3号議案

定款一部変更の件(2)

① 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員¹の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第33条(取締役の責任免除)および第42条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第33条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

② 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第33条</p> <p style="text-align: center;"><条文省略></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、当該社外取締役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第33条</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)²との間で、当該取締役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>(監査役³の責任免除) 第42条</p> <p style="text-align: center;"><条文省略></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役³の責任免除) 第42条</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

第4号議案

取締役8名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員制度を導入することにもない、取締役構成数を減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

わたなべ なおと
渡邊 直人

(昭和30年8月19日生)

取締役在任年数
(本定時株主総会終結時)
11年

再任

所有する当社株式の数
12,506株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 3月	当社入社	平成17年 5月	当社取締役営業本部第4営業部長 兼東京地区本部長
昭和59年12月	当社営業部次長	平成20年 6月	当社常務取締役営業本部第4営業部長 兼東京地区本部長
平成 2年 4月	当社東京地区エリアマネージャー	平成23年 4月	当社常務取締役第4営業部長
平成15年 1月	当社営業本部第1営業部副部長 兼東京地区本部長	平成25年12月	当社代表取締役社長(現任)
平成16年 6月	当社取締役営業本部第1営業部副部長 兼東京地区本部長		

株主総会参考書類

候補者番号



ど ひ は ら け い じ
土肥原 啓二

(昭和24年6月8日生)

	取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 30年	再 任	所有する当社株式の数 28,726 株
--	--------------------------------	-----	-------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和45年 4 月	中華料理店「王将」入店	平成12年11月	当社取締役第2営業本部長兼FC営業部長兼開発部長
昭和55年11月	当社九州地区本部長		
昭和59年10月	当社取締役九州地区本部長	平成14年 3 月	当社常務取締役経理部長
平成 6 年 6 月	当社取締役営業本部長	平成17年 5 月	当社専務取締役経理部長
平成 7 年 2 月	当社取締役営業本部長兼営業推進部長	平成20年 4 月	当社最高財務責任者(現任)
平成10年 1 月	当社取締役開発部長	平成26年11月	当社常務取締役経理部長(現任)
平成12年 4 月	当社取締役第2営業本部長		

候補者番号



か も ん ま さ ゆ き
掃部 昌之

(昭和32年1月5日生)

	取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 8年	再 任	所有する当社株式の数 8,023 株
--	-------------------------------	-----	------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 3 月	当社入社
平成14年 3 月	当社開発部部長代理
平成17年 5 月	当社FC管理部長
平成19年 6 月	当社取締役FC管理部長
平成26年 8 月	当社取締役人事部長(現任)

候補者番号

4

すぎた もとぎ
杉田 元樹

(昭和31年12月11日生)

	取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 6年	再 任	所有する当社株式の数 5,811 株
--	-------------------------------	-----	-----------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 2月	当社入社	平成21年 6月	当社取締役営業本部第3営業部長兼関西第2エリアマネージャー
平成15年 1月	当社第2営業部副部長		
平成20年 4月	当社営業本部第3営業部長兼関西第2エリアマネージャー	平成23年 4月	当社取締役第3営業部長兼関西第2エリアマネージャー
		平成26年 2月	当社取締役第3営業部長
		平成26年 8月	当社取締役第1営業部長(現任)

候補者番号

5

これえだ ひでき
是枝 秀紀

(昭和36年3月19日生)

	取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 6年	再 任	所有する当社株式の数 11,684 株
--	-------------------------------	-----	------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成元年 3月	当社入社
平成11年 3月	当社管理部副部長
平成19年 6月	当社人事部長
平成21年 6月	当社取締役人事部長
平成26年 8月	当社取締役総務部長(現任)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号



い な だ あ き ひ こ
稲田 旭彦

(昭和36年1月15日生)

	取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 3年	再 任 社外取締役候補者	所有する当社株式の数 458株
--	-------------------------------	-----------------	--------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 2 年10月	公認会計士登録	平成23年10月	稲田旭彦公認会計士事務所開設代表(現任)
平成 4 年 8 月	監査法人トーマツ入所 (現 有限責任監査法人トーマツ)	平成24年 6 月	当社取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

稲田旭彦公認会計士事務所代表

社外取締役候補者の 選任理由

公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計の専門的見地から、当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、当社経営の監督に活かされると判断したためであります。なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者番号



わ た な べ ま さ ゆ き
渡邊 雅之

(昭和45年5月2日生)

	取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 1年	再 任 社外取締役候補者	所有する当社株式の数 77株
--	-------------------------------	-----------------	-------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成10年 4 月	総理府(官房総務課)入府	平成21年 8 月	弁護士法人三宅法律事務所入所
平成13年10月	アンダーソン・毛利法律事務所入所 (現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所)	平成23年 5 月	弁護士法人三宅法律事務所パートナー(現任)
		平成26年 6 月	当社取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

弁護士法人三宅法律事務所パートナー／成蹊大学法科大学院 非常勤講師

社外取締役候補者の 選任理由

弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、当社経営の監督に活かされると判断したためであります。なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者番号



い け だ な お こ
池田 直子

(昭和39年6月13日生)

	新 任 社外取締役候補者	所有する当社株式の数 — 株
--	-----------------	-------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4 月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)	平成20年 4 月	社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング開所所長(現任)
平成11年 9 月	いけだFP社会保険労務士事務所開所所長	平成24年 1 月	株式会社あおぞらコンサルティング設立代表取締役(現任)
平成14年 8 月	株式会社ヒューマン・プライム設立代表取締役		

[重要な兼職の状況]

社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング所長
株式会社あおぞらコンサルティング代表取締役

社外取締役候補者の 選任理由	特定社会保険労務士としての専門的な知識・経験を有しており、当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、当社経営の監督に活かされると判断したためであります。
-------------------	---

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者の所有する当社株式数は、平成27年3月31日現在の状況を記載しております。また、王将フードサービス役員持株会を通じて保有する株式数を含んでおります。
 3. 候補者の稲田旭彦氏、渡邊雅之氏および池田直子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 4. 当社は稲田旭彦氏および渡邊雅之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、池田直子氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 5. 稲田旭彦氏、渡邊雅之氏および池田直子氏の各社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を継続または締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

第5号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役森澤一之氏が辞任され、監査役中谷健良氏の任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、木曾裕氏は、監査役森澤一之氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号



な か た に けんりょう

中谷 健良

(昭和19年2月9日生)

	監査役在任年数 (本定時株主総会終結時) 4年	再 任 社外監査役候補者	所有する当社株式の数 2,000株
--	-------------------------------	-----------------	----------------------

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

平成10年 7月	大阪国税局調査第一部調査管理課長	平成13年 7月	退官
平成11年 7月	大阪国税局総務部次長	平成13年 8月	税理士登録
平成12年 7月	北税務署長	平成23年 6月	当社監査役(現任)

[重要な兼職の状況]

中谷健良税理士事務所代表

社外監査役候補者の 選任理由

税理士としての専門的な知識・経験と高い見識を活かし、当社の監査業務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者番号

2

木 曾 裕
き そ ゆたか

(昭和48年7月23日生)

新 任
社外監査役候補者

所有する当社株式の数
— 株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

平成12年 4 月 東京地方検察庁検事
平成20年 1 月 北浜法律事務所・外国法共同事業入所
平成21年 1 月 同 パートナー弁護士
平成24年 1 月 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所移籍(現任)

[重要な兼職の状況]

弁護士法人北浜法律事務所パートナー弁護士
奈良市ガバナンス監視委員会委員長
一般社団法人日本公認不正検査士協会理事

社外監査役候補者の
選任理由

弁護士としての専門的な知識・経験を活かし、客観的かつ独立した公正な立場に立って、当社の監査業務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切にできると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 中谷健良氏および木曾裕氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は木曾裕氏について東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 中谷健良氏および木曾裕氏の各社外監査役候補者の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を継続または締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

第6号議案

取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成26年6月27日開催の第40回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額350百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)、平成18年6月29日開催の第32回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額50百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、執行役員制度導入に伴う取締役員数の減少およびその他諸般の事情等を勘案し、取締役の報酬等の額につきましては、「年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)」、監査役の報酬等の額につきましては、「年額40百万円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は13名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役3名)ですが、第4号議案および第5号議案が原案どおり承認されますと、取締役は8名(うち社外取締役3名)、監査役は引き続き3名(うち社外監査役3名)となります。

また、本議案が承認されますと、取締役の報酬額につきましては、昨年に引き続き2年連続での減額となります。

第7号議案

補欠監査役1名選任の件

平成26年6月27日開催の第40回定時株主総会において補欠監査役に選任されました竹本雅勝氏の選任の効力は、本総会の開催されるまでとされており、改めて、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備えるため、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

たけもと まさかつ
竹本 雅勝 (昭和17年9月18日生)

	補欠社外監査役候補者	所有する当社株式の数 — 株
--	------------	-------------------

■ 略歴および重要な兼職の状況

昭和36年 3月	株式会社扶洋入社	平成13年 6月	株式会社扶洋監査役
平成 5年 6月	株式会社扶洋取締役総務部長	平成23年11月	司法書士社会保険労務士竹本事務所開設代表(現任)
平成10年 4月	株式会社扶洋取締役経理部長 株式会社エフ・エム・エス (現扶洋メンテナンスシステム株式会社) 監査役		

■ 重要な兼職の状況

司法書士社会保険労務士竹本事務所代表

補欠社外監査役候補者の選任理由

司法書士としての専門的な知識・経験およびこれまで培ってきたビジネス経験を活かして、一般株主と利益相反が生じない当社から独立した立場で当社の経営に対する監査を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 竹本雅勝氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 補欠社外監査役候補者が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 | 事業の経過及びその成果

連結経営成績サマリー

	金額	構成比	前年同期比
売上高	75,820百万円	100.0%	0.6%減少
営業利益	6,018百万円	7.9%	14.0%減少
経常利益	6,360百万円	8.4%	12.0%減少
当期純利益	3,675百万円	4.8%	15.0%減少

■ 全店客数前年同期比4.2%減(既存店7.4%減)…直営店実績

■ 既存店売上高対前年同期比3.6%減収…直営店実績

当連結会計年度における世界経済は、米国経済は堅調に景気回復を続けておりますが欧州経済は低迷から脱しきれず、中国、ロシア等の新興国経済は景気に減速感が見られます。香港での雨傘革命やマレーシア航空旅客機撃墜、ウクライナ紛争の長期化、サイクス・ピコ協定に反感を抱くISILのテロにより観光産業等に打撃を受けるなどの地政学リスクに各国株価が翻弄され、先行き不透明な状況で推移しております。

このような世界経済のもと、わが国経済は、政府による経済・金融政策推進を背景に長期金利が過去最低を更新するとともに為替は円安に進み約7年ぶりに120円台を突破し、輸出企業の収益改善や訪日外国人数が過去最高となる中、日経平均株価は9年ぶりの上昇幅となりました。一

方、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が運用資産構成割合を変更(国内株式12%→25%等)し、金融庁と東京証券取引所が共同でコーポレートガバナンス・コード原案を策定するなど更なる株価上昇への期待が高まっておりますが、2014年貿易収支が4年連続赤字となり3年連続で過去最大を更新し、実質賃金指数も3年続けて減少しております。消費税増税先送り決定や雇用情勢は改善傾向にありますが、消費回復には足踏みがみられ、引き続き景気の先行きは楽観できない状況にあります。

外食業界におきましては、度重なる天候不順や円安による物価上昇、消費税増などの影響で消費低迷の中、コンビニエンスストアなどの外食以外の業界による外食市場取り込みが加速しております。また、チャイナリスクの再燃、

異物混入不祥事や原材料輸入調達リスクが顕在化し、安心安全衛生健康消費者意識が厳しく問われ、悪しき習慣である長時間労働の改善及び有給休暇取得実践も急務となってきております。一方、豚肉価格は過去20年で最高水準となり、原材料価格及び光熱費の高騰に加え、労働人口不足による人件費高騰及び人員確保リスクが増大するなど様々なコストが今後も上昇していくと見込まれ、更なる値上げ実施を余儀なくされるなど厳しい経営状況が続いております。

このような状況下当社グループは、全従業員の幸せを実現し顧客満足を創造し続けるため、悪しき習慣を一掃する手段として、定休日設定や深夜営業・大晦日及び元日営業を自粛する等労働環境の改善にも注力し、労働組合要求額の4倍回答となる1万円ベースアップや未払賃金の支払等実施して、36協定厳守による勤務時間内で顧客の皆様にも効果効率の高いサービス提供（ディスカウントセールスの自粛）することを推進してまいりました。また、経営理念刷新、女性登用等多様性への注力、人事制度刷新、組織改編、中国子会社解散決議、取締役ジョブローテーション、執行役員制度導入決定などの組織改革を行い、業務の活性化、出藍の誉れとなる人財育成や非凡な現場への実現追求するとともに、自主的な役付取締役降格人事、取締役の年間報酬減額2年連続提案に加え監査役も年間報酬減額提案すると発表し、株主還元方針として総還元性向100%を目標設定するなど三歩先を見据えた取組みを実践してまいりました。

一方、40期年度における京都府大雨災害への寄付に対し紺綬褒章を賜り、9月には広島県土石流被害地域へも寄

付するなど、社会貢献にも積極的に取り組んでまいりました。10月には販売価格の値上げを実施するとともに、餃子・麺の主要食材を100%国産化するなどお客様に付加価値の高い商品提供に挑戦いたしました。2月には東松山旗艦工場を着工し、直営店舗全店にタブレット端末を配付して業務効率化や情報活用化を目指すなどデジタル化を推進してまいりました。また創業時からの当社の特色である「食のテーマパーク」を進化させるために中華料理技術を活かしたフレンチ、イタリア、トルコ、和食料理等サイドメニュー戦略を追求進化させてまいります。2015年スローガンを「日本を美味しく」と掲げ、すべてが国産食材の「日本ラーメン」を販売するなど更なる国産化を推進するとともに、顧客の皆様への安心・安全・衛生・健康・心地よいスピーディーなおもてなしを追求進化し続けてまいります。

当連結会計年度の店舗展開の状況につきましては、関東、関西地区を中心に直営15店、FC12店の新規出店、直営6店、FC4店の閉鎖を行っております。これにより期末店舗数は、直営470店、FC232店となりました。

以上の結果、連結売上高は、前年同期に比べて4億61百万円(0.6%)の減収で758億20百万円となりました。

営業利益は、新店効果による増収がありましたが、材料価格の高騰に加え、未払賃金の計上等経費の増加があり、前年同期に比べて9億81百万円(14.0%)減少し、60億18百万円となりました。

経常利益は、上記理由等により、前年同期に比べて8億68百万円(12.0%)減少し、63億60百万円となりました。

当期純利益は、上記理由等により、前年同期に比べて6億49百万円(15.0%)減少し、36億75百万円となりました。

事業報告

〔売上高の状況〕

期別 区分	前期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)			当期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)		
	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)
直営店	461	69,966	91.7	470	69,591	91.8
フランチャイズ加盟店	224	6,315	8.3	232	6,229	8.2
合計	685	76,281	100.0	702	75,820	100.0

〔地域別直営店売上状況〕

期別 区分	前期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)			当期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)		
	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)
関西地区	224	35,960	51.4	223	35,034	50.3
(京 都 府)	(41)	(7,115)	(10.2)	(40)	(6,851)	(9.8)
(大 阪 府)	(108)	(15,991)	(22.8)	(108)	(15,668)	(22.5)
(兵 庫 県)	(35)	(5,692)	(8.1)	(35)	(5,620)	(8.1)
(滋 賀 県)	(16)	(3,142)	(4.5)	(16)	(3,048)	(4.4)
(奈 良 県)	(15)	(2,576)	(3.7)	(15)	(2,496)	(3.6)
(和 歌 山 県)	(9)	(1,442)	(2.1)	(9)	(1,349)	(1.9)
北海道地区	13	1,481	2.1	14	1,797	2.6
東北地区	4	561	0.8	4	546	0.8
関東地区	107	16,012	22.9	116	16,383	23.5
甲信越地区	7	864	1.2	8	891	1.3
東海地区	47	7,844	11.2	49	7,750	11.1
北陸地区	17	2,282	3.3	17	2,088	3.0
中国・四国地区	16	1,736	2.5	16	1,800	2.6
九州地区	22	3,162	4.5	23	3,249	4.7
中国遼寧省	4	59	0.1	0	48	0.1
合計	461	69,966	100.0	470	69,591	100.0

2 | 設備投資等の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は29億70百万円であり、主なものは次のとおりです。

【新設直営店舗】

イオン北見店(北海道)、水戸さくら通り店、つくば赤塚店(茨城県)、小手指店(埼玉県)、ピビット南船橋店(千葉県)、ポンテポルタ千住店、初台店、鶴川駅前店(東京都)、グランツリー武蔵小杉店、イトーヨーカドー古淵店(神奈川県)、アリオ松本店(長野県)、清水店(静岡県)、松阪店(三

重県)、新世界店(大阪府)、みやき店(佐賀県)計15店舗

【改装直営店舗】

武蔵溝ノ口駅前店(神奈川県)、野々市店(石川県)、栄店、豊明店(愛知県)、長瀬店(大阪府)、西宮北口店(兵庫県)、岩出東店(和歌山県)、則松店(福岡県)計8店舗

3 | 資金調達の状況

中長期的な資金調達基盤の安定化と効率化を図ることを目的としております。設備資金は長期借入金等により調達し、運転資金は自己資金で対応してまいりました。既存

10行に当座貸越枠380億円を設定し、手元流動性預金とあわせて、緊急的な支出にも対応可能な体制を整えております。

4 | 会社の経営の基本方針

当社グループは、経営理念である

「当社は、

女性・男性参画による多様性を尊び、

より美味しく健康に、

より安心・安全・衛生的に、

心地よいスピーディーなおもてなしを

追求進化し、常に真摯に行動し、

人間力向上に精進し、顧客満足を創造し、

日々の実践とその成果を通じて、

全従業員の幸せを実現し、

広く社会進化に貢献します。」

を経営の基本方針としており、法令・社会規範・企業倫理順守のも

と経営の効果・効率化により得られた利益を原資として、より一層全従業員の幸せと笑顔が溢れる職場環境を作り、ステークホルダーの満足を創造し続けていきます。また、意思決定の透明性・公平性を確保し、保有する経営資源を十分活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンス・コードの要請であると考え、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値向上を目指します。そして直営店と社員独立制度に加え、地元精通した地方の外部加盟者によるFC店の参画と共存共栄を基盤としたM&A及び販売提携、生産提携、開発提携等を図りながら、一店一店が“地域の人々の朝食・昼食・夕食等日々健康的な食事処として進化し”地元根付き、地域社会の発展に貢献するチェーン網を目指し、企業価値の追求を図ります。

5 | 目標とする経営指標

当社グループは、原価率の適正な水準やコスト管理に注力しており、収益の基本指標である売上高営業利益率を最も重要な経営指標として採用しております。当面は、売上高営業利益率10%以上を経営の目標としており、達

成できるよう注力していく方針であります。また中期的な株主還元方針として配当性向を40%以上とし、総還元性向100%を目標としております。

6 | 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う市場規模縮小やコンビニエンスストアなどの外食以外の業界による外食市場取り込みによる競争激化、労働人口の減少、原材料価格高騰、また消費者ニーズの多様化や食の安心安全衛生健康意識向上及び消費税率10%への移行に対する消費者の節約意識の高まり等により、厳しい経営環境が続くものと思われます。

こうした状況の中で経営理念の愚直な実践と継続を行い、悪しき習慣を一掃するとともに、創業時からの当社の特色である「食のテーマパーク」を進化させるために中華料理技術を活かしたフレンチ、イタリアン、トルコ、和食料理等サイドメニュー戦略を追求進化させ、顧客満足を創造し、年々増加する訪日外国人の取り込みを構築し、三歩先を見据えた事業の成長に視点を置いた組織の効果・効率化と出藍の誉れとなる人材育成に注力し、下記の事項を対処すべき課題として認識しております。

① 出店政策

都市・地方、出店地域・立地に応じた店舗投資効率を検討し、高賃借料に対応した平面だけではなく空間を利用する立体的な3D店舗厨房レイアウト開発や現場要望に基づく新規設備導入を念頭に置きながら、都心省

力型店舗開発、店舗フォーマットを統一することによる厨房設備等の効果・効率化を図り、東日本地域への出店を軸に、社員独立を支援し出店を加速してまいります。

こういった通例の店舗開発のみならず共存共栄を基盤としたM&A、ホテル内への出店やショッピングモールなどの大型複合商業施設への参画による出店、全国規模や地場スーパーとFC包括契約し餃子専門惣菜店等の物販事業展開、欧米等海外への出店(全国展開の次の成長ドライバー、社員のモチベーション向上、社内の活性化、優秀な人材の採用・獲得、社員の多様化、新しいブランドイメージの確立、新ターゲットや新業態のポテンシャル)も視野に入れながら2018年3月までに国内店舗数800店達成を目指し更なる増店を図ってまいります。

② 商品戦略

食材の国産化を軸とした既存メニューの改良・改廃に努めつつ、商品開発・販売促進としてオリジナルメニューを直営FC全店で共有し、食のテーマパークとしてフレンチ、イタリアン、トルコ、和食料理などを王将風にアレンジしたメニュー開発、女性・シニア層用メニューの開発、プレミアムメニューの開発、第2の看板商品の開発、朝食・夜食メニューの開発など各地域の顧客ニーズを取り込んだ

様々な商品を開発し、工場と連携した付加価値の高いオリジナル商品を創造して利益貢献を図ってまいります。

③ 全従業員の知識労働への意識改革

店長の中長期目標設定制度(店長のマネジメントスキル向上を目的として中長期で店の業績、経営目標を形作る力、次世代を育成する力の向上)を導入し、店長及び先輩社員が中心となって教育を行う研修内製化を行い、現場からの要望に応じた弾力的な研修メニューを整備、現行のパートタイマーキャリアアップシステムの改定によるパートタイマー育成ツールの実用化、新人事制度を基礎とした教育研修活動の強化を図ってまいります。基本的にはエリアマネージャーによる母店での研修強化等により効果・効率の高いコンサルティングを行い、店長マニュアル他各種マニュアルによる業務の画一化・スケジュール化・効率化を指導し、法令・社会規範・企業倫理順守等の啓蒙による意識改革と向上を図ってまいります。

④ 人材の確保

店舗展開に備えるための要員の確保と欠員の補充に備えるべく安定的な人員の採用・確保を進め新人事制度を基礎とした採用活動の強化を図ってまいります。社員を幸せにできる会社、家族から認められる会社であるために、コンプライアンス順守、労働環境の改善、貢献に応じた待遇の充実をより一層推進し、定年後の雇用継続フォーマット作成や高齢者・外国人等の有効活用による人材不足打開に向けた検討を行うとともに店長業務を見直し、店舗規模に応じた副店長を充実させ労働環境の整備と新人事制度を確立してまいります。

⑤ セントラルキッチン政策

セントラルキッチンにおいては、一次加工は食材の持つうま味を生かすことを基本とし、店舗調理等の削減と

効率化、健康的・衛生的な食材の下加工及び合わせ調味料等製造の検討を進める一方、労働生産性を管理するための指標や仕組みを構築して見える化を推進し、製造品目ごとの原価目標管理、原材料・資材に関するコストコントロールの強化に取り組み、リスクアセスメントの強化やBCP(事業継続計画)の策定及び運用を通じて次世代人材育成を推進し、6S(整理・整頓・清掃・清潔・躰・セキュリティ)を徹底してまいります。

また、東松山旗艦工場は全店供給を視野に入れた生産体制の構築を図るとともに店舗にてオーダーから5分以上調理時間を要する商品を工場にて全自動で製造して出荷できるオペレーションと、成型餃子供給体制を確立するとともにハラール認証取得商品開発・生産体制を整え、コスト削減に向けた製造・物流に取り組み、購買課とR&C部の相互牽制による全工場の一元管理化と相場・品質・鮮度を踏まえた柔軟かつスピーディーな調達、チェーンとしての安心・安全の確保へ取り組んでまいります。

⑥ 環境問題対策

食品リサイクル法や省エネルギー法、地球温暖化防止法等への法対応に積極的に取り組むとともに、電力不足への対応として「節電・発電・畜電」の分野への取り組みも進め、社会的責任を果たす事で企業の価値を更に高めてまいります。

⑦ 財務体質の強化

既存金融機関からの調達を有効に活用し、突発的な資金需要に対応する当座貸越枠の設定等により安定した資金確保に努め、全ての商機に対応した財務体質を構築するとともに総資産の圧縮や効率化を行い、投資効果・効率の向上を図りながら会社の経営基盤を磐石なものとしていく方針であります。

事業報告

7 | 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

項目	期 別			
	第38期 (平成24年3月期)	第39期 (平成25年3月期)	第40期 (平成26年3月期)	第41期 (当連結会計年度 (平成27年3月期))
売上高	71,009	74,365	76,281	75,820
経常利益	9,271	9,080	7,228	6,360
当期純利益	4,807	4,925	4,325	3,675
1株当たり当期純利益	238円22銭	243円98銭	214円28銭	186円78銭
純資産	35,093	39,007	42,158	42,596
総資産	55,993	59,260	61,938	63,848
1株当たり純資産	1,738円	1,932円	2,088円	2,174円
自己資本比率	62.7%	65.8%	68.1%	66.7%

●売上高



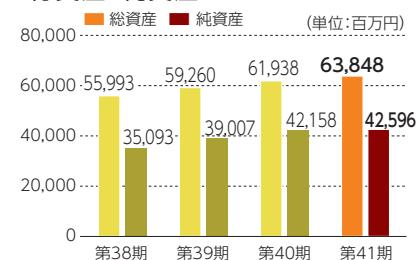
●経常利益



●当期純利益・1株当たり当期純利益



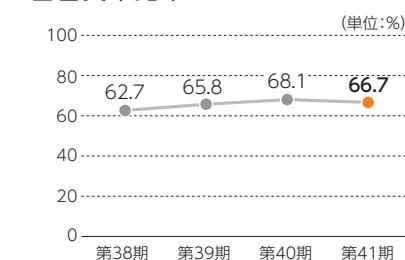
●総資産・純資産



●1株当たり純資産



●自己資本比率



8 | 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント部門	事業内容
中華事業	中華料理を主体にしたレストランの運営及びフランチャイズ加盟店への中華食材等の販売

9 | 企業集団の主要拠点等

会社名	所在地
株式会社王将フードサービス	本社 京都市
	地区本部 東京、九州(福岡市)
	工場 久御山(京都府)、西野山(京都市)、 船橋(千葉県)、九州(福岡市)、 札幌(札幌市)
	店舗 直営店 470店 フランチャイズ店 232店
王将餃子(大連)餐飲有限公司	本社 大連(中国遼寧省)

10 | 企業集団の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,962名	83名減	32.1歳	8.1年

(注) 上記のほか、嘱託社員92名及びパートタイマー5,870名(1日8時間勤務として計算した期中平均人員)を雇用しております。

11 | 主要な借入先

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	1,479百万円
株式会社みずほ銀行	1,440百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,440百万円
株式会社三井住友銀行	1,440百万円
株式会社滋賀銀行	1,294百万円
株式会社京都銀行	1,294百万円
株式会社南都銀行	1,202百万円

2 会社の株式に関する事項

- 1 | 発行可能株式総数 90,000,000株
- 2 | 発行済株式の総数 23,286,230株
(自己株式3,700,039株を含む)
- 3 | 株主数 14,362名
- 4 | 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
アサヒビール株式会社	2,253	11.5
ジャパンフードビジネス株式会社	1,683	8.6
アリアケジャパン株式会社	1,100	5.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	672	3.4
加藤梅子	611	3.1
加藤ひろみ	602	3.1
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	596	3.0
公益財団法人加藤朝雄国際奨学財団	528	2.7
加藤欣吾	474	2.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	398	2.0

- (注) 1. 千株未満は切捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式3,700千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1 | 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 直 人	王将餃子(大連)餐飲有限公司 董事長
常 務 取 締 役	土肥原 啓 二	最高財務責任者兼経理部長
常 務 取 締 役	鈴 木 和 久	フランチャイジー支援部担当
取 締 役	高 橋 義 弘	大連事業部長 王将餃子(大連)餐飲有限公司 董事兼総経理
取 締 役	野 中 正 道	フランチャイジー支援部長
取 締 役	藤 木 敏 夫	製造加工部長
取 締 役	掃 部 昌 之	人事部長
取 締 役	杉 田 文 雄	第3営業部長
取 締 役	杉 田 元 樹	第1営業部長
取 締 役	是 枝 秀 紀	総務部長
取 締 役	加 藤 潔	相談役
取 締 役	稲 田 旭 彦	稲田旭彦公認会計士事務所代表
取 締 役	渡 邊 雅 之	弁護士法人三宅法律事務所パートナー 成蹊大学 法科大学院 非常勤講師
常 勤 監 査 役	中 村 豊	
監 査 役	森 澤 一 之	
監 査 役	中 谷 健 良	中谷健良税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役稲田旭彦氏及び渡邊雅之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中村豊、森澤一之及び中谷健良の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成26年6月27日開催の第40回定時株主総会において、補欠監査役として竹本雅勝氏が選任されております。
4. 取締役稲田旭彦氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役中谷健良氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役稲田旭彦氏、渡邊雅之氏及び監査役森澤一之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

2 | 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (2名)	278百万円 (13百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	16百万円 (16百万円)
合計	16名	295百万円

- (注) 1. 上記以外に使用人兼務取締役に對する使用人給与(賞与含む)5名、85百万円を支給しております。
2. 上記報酬額のほか、平成26年6月27日開催の株主総会の決議により、平成25年12月19日に逝去により退任した取締役1名に対し、弔慰金として100百万円支払しております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の株主総会の決議により、年額350百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)となっております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の株主総会の決議により、年額50百万円以内となっております。

3 | 社外役員に関する事項

① 社外役員の子な活動状況

氏 名	区 分	主な活動状況
稲田 旭彦	取 締 役	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
渡邊 雅之	取 締 役	取締役就任後の当事業年度開催の取締役会に全て出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
中村 豊	常勤監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
森澤 一之	監 査 役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
中谷 健良	監 査 役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

4 監査人の状況

1 | 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 | 責任限定契約に関する事項

当社は、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ①会計監査人は、本契約の履行に伴い生じた当社の損害について、故意又は重大な過失があった場合を除き、5,000万円又は会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって損害賠償責任の限度とする。
- ②会計監査人の行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに結果を通知するものとする。

3 | 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である中国子会社の清算業務に関する助言等についての対価を支払っております。

4 | 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議しております。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすよう、反社会的勢力との関係排除をはじめとするコンプライアンス意識の啓蒙をうたう行動規範を定めて、教育の実施及び小冊子の配付により取締役及び従業員に周知徹底します。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連規定を整備して教育を行います。

店舗運営等の重要業務を適正に執行し、その業務報告を漏れなく行うとともに意思決定及び業務執行における組織間及び組織内の牽制を図るために職務権限規程等の

諸規程を整備します。

さらに、コンプライアンス上の問題を発見した場合に社内担当者又は顧問弁護士への報告・相談・通報体制として内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見・解決に努めます。

当社は、業務実施部署から独立した取締役会直轄の組織として監査室を設け、法令及び社内規程の遵守状況、職務執行の内容について、店舗、工場、本社、子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役及び取締役会並びに監査役に報告します。

2 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他情報を、「文書管理規程」及び「電算管理規程」等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメント会議を中心にリスクを抽出・分析したうえで、各リスクの対応方針、主管部署及び教育研修方針の決定を行うとともに、必要に応じて監査室を通じ、全社的または特定部門の内部監査を実施します。各部室長は、自己点検、内部

監査等で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の措置を講じるとともに必要に応じて規程等の改廃をします。

万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化するという危機対応細則を定めて事後対応体制を構築します。

4 | 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標を策定し、計画に基づく業務執行状況を監督します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

当社は、取締役会の他、月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催される常務会において経営上の重要案

件を徹底的に協議したうえで効率的に執行します。また、必要に応じ担当部門長を常務会に出席させ、懸案事項の執行・管理状況に関する報告を受け適正な指示を行うことにより、職務執行の効率化を図ります。

当社は、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、各部門の業務執行の迅速性及び効率性を確保します。

5 | 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために関係会社管理規程を制定するとともに、統括管理部として大連事業部を設置し、関係会社の状況に応じて必要な管理を行います。

また、必要に応じて子会社に当社取締役をはじめ幹部社員を派遣し、問題点の把握・解決に努めます。

なお、監査室は定期的または臨時に管理体制を監査し、代表取締役及び取締役並びに監査役に報告を行います。監査役は監査室の報告を受けて監査役会にて協議を行い、必要に応じて取締役会に提言又は勧告を行います。

6 | 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができます。

また、補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該

使用人の任命、異動の人事権に係る事項の決定には監査役の同意を必要とし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

7 | 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会の付議事項、常務会の協議事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他重要事項を法令等に基づき監査役に報告するものとします。

監査役は重要な意思決定プロセス、業務の執行状況を把握するために取締役会に出席し、また、常勤監査役は取

締役会以外の重要会議に出席するとともに稟議書等業務執行に係る重要な決裁文書等を閲覧し、取締役及び使用人に必要があれば説明を求めます。

なお、監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち、監査成果の達成を図るとともに、必要と認めるときは、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができるものとします。

8 | 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制シ

ステムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

6 株式会社の支配に関する基本方針

1 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、種々の施策を実行しております。

これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、売上高等の金額に消費税等は含まれておりません。

計算書類等

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第41期 (平成27年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	16,804
現金及び預金	14,866
売掛金	343
商品及び製品	113
原材料	263
繰延税金資産	465
その他	768
貸倒引当金	△ 16
固定資産	47,043
有形固定資産	37,092
建物及び構築物	13,382
機械装置及び運搬具	577
工具、器具及び備品	615
土地	21,589
建設仮勘定	928
無形固定資産	36
ソフトウェア	21
施設利用権	14
投資その他の資産	9,915
投資有価証券	3,260
長期貸付金	108
退職給付に係る資産	543
繰延税金資産	1,491
差入保証金	4,361
その他	208
貸倒引当金	△ 58
資産合計	63,848

科目	第41期 (平成27年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	14,386
買掛金	1,770
1年内返済予定の長期借入金	4,953
未払法人税等	1,032
賞与引当金	887
その他	5,743
固定負債	6,864
長期借入金	4,896
再評価に係る繰延税金負債	535
長期預り保証金	543
資産除去債務	696
その他	193
負債合計	21,251
純資産の部	
株主資本	44,512
資本金	8,166
資本剰余金	9,031
利益剰余金	34,626
自己株式	△ 7,311
その他の包括利益累計額	△ 1,915
その他有価証券評価差額金	1,684
土地再評価差額金	△ 3,894
為替換算調整勘定	14
退職給付に係る調整累計額	280
純資産合計	42,596
負債・純資産合計	63,848

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第41期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売上高	75,820
売上原価	22,721
売上総利益	53,099
販売費及び一般管理費	47,080
営業利益	6,018
営業外収益	499
受取利息及び配当金	50
受取地代家賃	68
役員生命保険解約返戻金	59
F C加盟料	120
受取補償金	79
その他	121
営業外費用	157
支払利息	47
賃貸費用	24
災害義援金	50
その他	35
経常利益	6,360
特別利益	69
固定資産売却益	5
投資有価証券売却益	64
特別損失	298
固定資産除却損	114
固定資産売却損	9
減損損失	74
役員弔慰金	100
税金等調整前当期純利益	6,132
法人税、住民税及び事業税	2,512
法人税等調整額	△ 55
少数株主損益調整前当期純利益	3,675
当期純利益	3,675

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類
等

監査
報告
書

計算書類等

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,166	9,031	32,989	△5,016	45,170
会計方針の変更による累積的影響額			190		190
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,166	9,031	33,179	△5,016	45,360
当期変動額					
剰余金の配当			△2,190		△2,190
当期純利益			3,675		3,675
自己株式の取得				△2,295	△2,295
土地再評価差額金の取崩			△38		△38
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	1,446	△2,295	△848
当期末残高	8,166	9,031	34,626	△7,311	44,512

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	795	△3,987	8	171	△3,011	42,158
会計方針の変更による累積的影響額						190
会計方針の変更を反映した当期首残高	795	△3,987	8	171	△3,011	42,349
当期変動額						
剰余金の配当						△2,190
当期純利益						3,675
自己株式の取得						△2,295
土地再評価差額金の取崩		38			38	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	888	54	5	108	1,057	1,057
当期変動額合計	888	93	5	108	1,096	247
当期末残高	1,684	△3,894	14	280	△1,915	42,596

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第41期 (平成27年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	16,791
現金及び預金	14,855
売掛金	343
商品及び製品	113
原材料	263
前払費用	402
繰延税金資産	465
その他	364
貸倒引当金	△ 16
固定資産	46,763
有形固定資産	37,092
建物	12,255
構築物	1,127
機械及び装置	538
車両運搬具	38
工具、器具及び備品	615
土地	21,589
建設仮勘定	928
無形固定資産	36
ソフトウェア	21
施設利用権	14
投資その他の資産	9,634
投資有価証券	3,260
長期貸付金	108
長期前払費用	92
前払年金費用	129
繰延税金資産	1,625
差入保証金	4,361
その他	116
貸倒引当金	△ 58
資産合計	63,554

科目	第41期 (平成27年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	14,380
買掛金	1,770
1年内返済予定の長期借入金	4,953
未払金	2,608
未払費用	1,924
未払法人税等	1,032
賞与引当金	887
その他	1,203
固定負債	6,864
長期借入金	4,896
再評価に係る繰延税金負債	535
長期預り保証金	543
資産除去債務	696
その他	193
負債合計	21,244
純資産の部	
株主資本	44,519
資本金	8,166
資本剰余金	9,031
資本準備金	9,026
その他資本剰余金	4
利益剰余金	34,634
利益準備金	940
その他利益剰余金	33,694
保険差益積立金	26
固定資産圧縮積立金	247
別途積立金	22,800
繰越利益剰余金	10,620
自己株式	△ 7,311
評価・換算差額等	△ 2,209
その他有価証券評価差額金	1,684
土地再評価差額金	△ 3,894
純資産合計	42,309
負債・純資産合計	63,554

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類等

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第41期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売上高	75,772
売上原価	22,686
売上総利益	53,085
販売費及び一般管理費	47,001
営業利益	6,083
営業外収益	497
受取利息及び配当金	50
受取地代家賃	68
役員生命保険解約戻戻金	59
F C加盟料	120
受取補償金	79
その他	120
営業外費用	155
支払利息	47
賃貸費用	24
災害義援金	50
その他	33
経常利益	6,425
特別利益	69
固定資産売却益	5
投資有価証券売却益	64
特別損失	355
固定資産除却損	114
固定資産売却損	9
減損損失	74
関係会社出資金評価損	57
役員弔慰金	100
税引前当期純利益	6,140
法人税、住民税及び事業税	2,512
法人税等調整額	△55
当期純利益	3,683

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				利益剰余金合計
					保険差益積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,166	9,026	4	9,031	940	27	241	22,800	8,980	32,989
会計方針の変更による累積的影響額									190	190
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,166	9,026	4	9,031	940	27	241	22,800	9,171	33,179
当期変動額										
保険差益積立金の積立						1			△1	-
保険差益積立金の取崩						△2			2	-
固定資産圧縮積立金の積立							11		△11	-
固定資産圧縮積立金の取崩							△5		5	-
剰余金の配当									△2,190	△2,190
当期純利益									3,683	3,683
自己株式の取得										
土地再評価差額金の取崩									△38	△38
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△0	6	-	1,449	1,454
当期末残高	8,166	9,026	4	9,031	940	26	247	22,800	10,620	34,634

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5,016	45,170	795	△3,987	△3,192	41,978
会計方針の変更による累積的影響額		190				190
会計方針の変更を反映した当期首残高	△5,016	45,360	795	△3,987	△3,192	42,168
当期変動額						
保険差益積立金の積立		-				-
保険差益積立金の取崩		-				-
固定資産圧縮積立金の積立		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		△2,190				△2,190
当期純利益		3,683				3,683
自己株式の取得	△2,295	△2,295				△2,295
土地再評価差額金の取崩		△38		38	38	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			888	54	943	943
当期変動額合計	△2,295	△840	888	93	982	141
当期末残高	△7,311	44,519	1,684	△3,894	△2,209	42,309

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

株式会社王将フードサービス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木村 幸彦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中田 信之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社王将フードサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

株式会社王将フードサービス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村幸彦 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中田信之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

株式会社王将フードサービス 監査役会

常勤社外監査役 中村 豊 ⑩

社外監査役 森澤 一之 ⑩

社外監査役 中谷 健良 ⑩

以上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

定時株主総会会場のご案内

日時

平成27年6月26日(金曜日)
午後1時(受付開始:正午)

場所

京都市東山区三条蹴上
ウェスティン都ホテル京都
西館4階 瑞穂の間
Tel (075) 771-7111



交通

地下鉄東西線「蹴上駅」(2番出口)より徒歩約1分

○「蹴上駅」へのアクセス

- ・ JR線・近鉄線「京都駅」から地下鉄烏丸線に乗り「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線に乗りかえ
- ・ JR線「山科駅」から地下鉄東西線に乗り
- ・ 京阪線「三条駅」から地下鉄東西線に乗り
- ・ 阪急線「烏丸駅」から地下鉄烏丸線に乗り「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線に乗りかえ

証券コード 9936
平成27年6月5日

株 主 各 位

京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1
株式会社 **王将**フードサービス
代表取締役社長 渡 邊 直 人

「第41回定時株主総会招集ご通知」に関する
インターネット開示情報のご案内

連結計算書類 注記 2頁～11頁

計算書類 注記 12頁～16頁

連結計算書類の注記事項および計算書類の注記事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

<当社ウェブサイト> <http://www.ohsho.co.jp>

連結計算書類 注記

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1社
- ② 子会社の名称 王将餃子（大連）餐飲有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

王将餃子（大連）餐飲有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

たな卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……主として定率法。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物10年～31年。機械装置及び運搬具6年～10年。

無形固定資産……定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員及びパートタイマーに支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
在外子会社の資産・負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理することとしております。
- 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が81百万円減少し、新たに退職給付に係る資産が213百万円計上されるとともに、繰延税金資産が104百万円減少し、利益剰余金が190百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」(当連結会計年度48百万円)及び「営業外費用」の「コミットメントライン費用」(当連結会計年度14百万円)、「現金過不足」(当連結会計年度14百万円)は、営業外収益及び営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より営業外収益及び営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「災害義援金」(前連結会計年度10百万円)は、営業外費用の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 39,044百万円

(2) 保証債務

他の会社の金融機関等からの債務に対し、保証類似行為を行っております。
フランチャイズ加盟店3件 133百万円

(3) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△6,501百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
関西地区	店舗2店舗	建物及び構築物 土地	74

資産のグルーピングは、主として店舗単位としております。このうち、土地の価格または営業損益が悪化している店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失74百万円（建物及び構築物22百万円、土地52百万円）を計上しました。なお、店舗用資産等の回収可能価額は使用価値により測定しており、割引率は5%を用いております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	23,286,230株	—	—	23,286,230株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,211百万円	60円	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	979百万円	50円	平成26年 9月30日	平成26年 12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	979百万円	50円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しており、その内容が取締役に報告されております。

差入保証金は、主に貸借店舗の敷金・保証金であり、貸入人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、総務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は原則として5年以内であります。変動金利による借入は、金利の変動リスクを有しておりますが、適切な資金計画の作成により対処しております。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）について、当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を連結売上高の3ヶ月分相当を目処に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、稟議決裁を経て経理部にて行うこととしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,866	14,866	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	3,260	3,260	—
(3) 差入保証金	4,361		
貸倒引当金 (※1)	△10		
	4,351	4,204	△147
資産計	22,478	22,331	△147
(1) 買掛金	1,770	1,770	—
(2) 未払法人税等	1,032	1,032	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	9,849	9,849	0
負債計	12,652	12,652	0

(※1) 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。また貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負債

(1) 買掛金及び (2) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、福岡県その他の地域において、賃貸商業用施設及び賃貸住宅等（土地含む。）を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は44百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
815	△12	803	653

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 主な変動
主として減価償却によるものであります。
3. 時価の算定方法
主な物件については社外の不動産鑑定士による評価額に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,174円84銭

1株当たり当期純利益 186円78銭

- (注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、9円72銭増加しております。なお、1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年5月18日に平成27年5月15日開催の取締役会決議をもって東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）により自己株式を取得いたしました。

(1) 理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

(2) 取得した株式の種類

普通株式

(3) 取得した株式の数

400,000株

(4) 株式取得価額の総額

1,712百万円

(5) 取得日

平成27年5月18日

11. その他の注記

退職給付会計

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員退職金の全部について、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を採用しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,606百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△295百万円
会計方針の変更を反映した期首残高	1,311百万円
勤務費用	163百万円
利息費用	19百万円
数理計算上の差異の発生額	△1百万円
退職給付の支払額	△85百万円
退職給付債務の期末残高	1,407百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,525百万円
期待運用収益	22百万円
数理計算上の差異の発生額	247百万円
事業主からの拠出額	240百万円
退職給付の支払額	△85百万円
年金資産の期末残高	1,950百万円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,407百万円
年金資産	△1,950百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△543百万円

退職給付に係る資産	△543百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△543百万円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	163百万円
利息費用	19百万円
期待運用収益	△22百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△101百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	58百万円

⑤ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	413百万円
-------------	--------

⑥ 年金資産に関する事項

・年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国	内	債	券	25%
外	国	債	券	8%
国	内	株	式	32%
外	国	株	式	30%
そ	の	他		5%
合		計		100%

・長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割	引	率	1.5%
長	期	期	待
運	用	収	益
率			1.5%

資産除去債務

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を更新不能な契約については当該契約期間、それ以外については20年と見積もり、割引率は当該期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期	首	残	高	666百万円
有	形	固	定	資
産	の	取	得	に
伴	う	増	加	額
				19百万円
時	の	経	過	に
よ	る	調	整	額
				10百万円
資	産	除	去	債
務	の	履	行	に
よ	る	減	少	額
				△0百万円
期	末	残	高	696百万円

計算書類 注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法。なお、主な耐用年数は、建物10年～31年。構築物10年～20年。機械及び装置8年～10年。

無形固定資産……定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

長期前払費用……期間を基準に償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員及びパートタイマーに支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表とは異なります。

(4) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の前平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が295百万円減少するとともに、繰延税金資産が104百万円減少し、繰越利益剰余金が190百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」(当事業年度48百万円)及び「営業外費用」の「コミットメントライン費用」(当事業年度14百万円)、「現金過不足」(当事業年度14百万円)は、営業外収益及び営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より営業外収益及び営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「災害義援金」(前事業年度10百万円)は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 39,044百万円

(2) 保証債務

他の会社の金融機関等からの債務に対し、保証類似行為を行っております。
フランチャイズ加盟店3件 133百万円

(3) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△6,501百万円

(4) 取締役及び監査役に対する金銭債務の総額 193百万円

5. 損益計算書に関する注記

減損損失

当社は以下の減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
関西地区	店舗2店舗	建物 土地	74

資産のグルーピングは、主として店舗単位としております。このうち、土地の価格または営業損益が悪化している店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失74百万円（建物22百万円、土地52百万円）を計上しました。なお、店舗用資産等の回収可能価額は使用価値により測定しており、割引率は5%を用いております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	3,099,964株	600,075株	—	3,700,039株

(注) 自己株式の増加600,075株は、取締役会決議による取得600,000株及び単元未満株式の買取75株であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

① 流動の部

繰延税金資産

賞 与 引 当 金	292百万円
未 払 事 業 税	96百万円
そ の 他	76百万円
繰延税金資産合計	<u>465百万円</u>

② 固定の部

繰延税金資産

貸 倒 引 当 金	22百万円
有 形 固 定 資 産	1,998百万円
減 損 損 失 累 計 額	266百万円
資 産 除 去 債 務	224百万円
投 資 有 価 証 券	204百万円
関 係 会 社 出 資 金	91百万円
そ の 他	119百万円
繰延税金資産小計	<u>2,928百万円</u>
評 価 性 引 当 額	<u>△518百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>2,409百万円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	114百万円
前 払 年 金 費 用	41百万円
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	117百万円
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	498百万円
保 険 差 益 積 立 金	12百万円
繰延税金負債合計	<u>784百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,625百万円</u>

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率 (調整)	35.5%
均等割	4.0%
交際費等	0.3%
評価性引当額の増加	0.4%
所得拡大促進税額控除	△4.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.1%
その他	<u>△0.2%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>40.0%</u>

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,160円19銭
1株当たり当期純利益	187円19銭

- (注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が、9円72銭増加しております。なお、1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年5月18日に平成27年5月15日開催の取締役会決議をもって東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）により自己株式を取得いたしました。

(1) 理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

(2) 取得した株式の種類

普通株式

(3) 取得した株式の数

400,000株

(4) 株式取得価額の総額

1,712百万円

(5) 取得日

平成27年5月18日